

令和7年度

国営施設応急対策事業雄国山麓地区

第2号幹線用水路他改修工事

特別仕様書

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

国営施設応急対策事業雄国山麓地区 第2号幹線用水路他改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、国営施設応急対策事業雄国山麓地区事業計画に基づき、第2号幹線用水路及び大深沢調整池付帯施設の改修工事を行うものである。

### 2. 工事場所

福島県喜多方市塩川町大字中屋沢地内他

### 3. 工事概要

本工事は、第2号幹線用水路及び大深沢調整池付帯施設の改修工事で、その概要は次のとおりである。

#### 1) 第2号幹線用水路

電気防食工 1式

バタフライ弁等更新 1式

#### 2) 管理用道路法面補修工

法面補修工 1式

### 4. 工事数量

別紙 - 1 「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1. 工程制限

掘削等の工事着手にあたっては、着手前に監督職員及び施設の管理者と落水日時及び通水開始日について打合せるものとする。

### 2. 工事期間中の休業日休日等

4週8休を見込んでいる。

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等68日を見込んでいる。

なお、休日等には土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

### 3. 本工事の施工にあたっては、以下の基準に準拠するものとし、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

( 1 ) 防食設備工

名称	発行所	制定年月
マクロセル腐食防食指針 ( WSP 045-2008 )	日本水道鋼管協会	平成 20 年 3 月 14 日
水道用塗覆装鋼管の電気防食指針 ( WSP 050-2017 )	日本水道鋼管協会	平成 29 年 9 月 1 日
土地改良事業計画設計基準及び運用・ 解説「パイプライン」	社団法人 農業農村工学会	平成 21 年 3 月 31 日

( 2 ) 開閉装置整備工、鋼管補修工、

名称	発行所	制定年月
土地改良事業計画設計基準及び運用・ 解説「パイプライン」	社団法人 農業農村工学会	令和 3 年 6 月 30 日
農業水利施設の補修・補強工事に関する マニュアル【パイプライン編】( 案 )	農林水産省農村振 興局整備部設計課	平成 29 年 4 月

4 . 現場技術員

本工事は、共通仕様書（土）第 1 章 1-1-10 に規定している現場技術員を配置する。  
氏名等については、別に通知する。

5 . 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 1 4 6 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 3 月 10 日（工事完了期限日）まで

第 4 章 現場条件

1 . 土質

本工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。

## 2. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

第1号揚水機場電気設備他改修工事（令和6年12月9日～令和8年3月10日まで）

第2号幹線用水路制水ゲート改修工事（予定）（令和7年10月10日～令和8年3月10日まで）

## 3. 第三者に対する措置

### (1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

### (2) 交通・保安対策

1) 工所用資機材の運搬に公共道路を使用する際は、地元住民及び一般車両の通行を優先させなければならない。

また、通行等に支障を及ぼさないよう受注者において、路面清掃等の維持管理を行うとともに事故防止に努めなければならない。

2) 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

### (3) 飛散防止対策

防食設備 塗覆装工の下地処理施工時には、ディスクグラインダーを使用するため、飛散防止対策を施さなければならない。

なお、樹木、農産物、民家、施設等に影響を及ぼす場合には、その対応方法について監督職員と協議するものとする。

### (4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

## 4. 安全対策

### (1) 架空線等公衆物損事故防止

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

## ( 2 ) 地下埋設物の確認

受注者は、工事施工に先立ち施工場所における地下埋設物等について、調査を実施し、監督職員に報告しなければならない。

なお、地下埋設物調査の結果により、施工方法等の変更が必要となる場合には対応について監督職員と協議するものとする。

## 第5章 指定仮設

### 1 . 仮置場

埋戻し、盛土材の一時仮置き及び工事用資材の一時置場は、発注者が確保している工事用用地内とする。

### 2 . 土木安定シート

ほ場内において、掘削土を仮置きする場所については、汚損することがないように土木安定シートを布設のうえ施工するものとする。

### 3 . 工事用道路等

受注者は、図面に基づき工事用道路を整備しなければならない。

また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

工事用道路は敷鉄板とするが、現場条件等により、これ以外の資材を使用する場合は監督職員と協議するものとする。

### 4 . 建設発生土受入地

本工事の施工に伴い発生する掘削残土の搬出先は、別紙 - 2 「工事用地図 ( 1 )」で示す大深沢調整池管理棟前とする。

### 5 . 除雪工

除雪は計上していないが、除雪が必要な場合は別途協議する。

なお、除雪対象積雪深は 10cm 以上とし、除雪を行った場合は、除雪実施状況 ( 積雪深、除雪の範囲、除雪方法等 ) を監督職員に報告するものとする。

## 第6章 工事用地等

### 1 . 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地 ( 以下、「工事用地等」という。 ) は、別紙 - 2 「工事用地図」 ( 1 ) ~ ( 1 1 ) によるものとする。

### 2 . 工事用地等の使用及び返還

( 1 ) 工事用地等の使用に際しては、別紙 - 3 に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴

う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

- (2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。
- (3) 発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、受注者の責任により確保するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

## 第7章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名：令和3年度 国営施設応急対策事業雄国山麓地区  
「第2号幹線用水路他調査測量設計業務報告書」  
令和4年度 国営施設応急対策事業雄国山麓地区  
「大深沢調整池附带施設実施設計他業務報告書」
- (2) 貸与期間：工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所：東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所
- (4) 貸与条件：貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない

## 第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第9章 工事用材料等

### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

#### (1) 管理用道路法面保護工

##### 1) 吹付モルタル

- ・モルタルの強度は15N/mm<sup>2</sup>(150kgf/cm<sup>2</sup>)程度以上とする。
- ・菱形金網は、線径2.0mm 網目50mm、アンカーピンは 9(D10)×L=200mm×1.5本/m<sup>2</sup> 及び 16(D16)×L=400mm・0.3本/m<sup>2</sup> をそれぞれ標準とする。
- ・普通セメント、高炉セメントの種別は問わない。
- ・材料ロス及び現場内小運搬は、施工歩掛に含む。
- ・仮設ロープ等による施工を考えている。

#### (2) 防食設備工

##### 1) 流電陽極方式 マグネシウム合金陽極

構造 JIS H6125 MGA-2、バックフィル包み

耐用年数 30 年  
リード線 CV8mm2-1C

2) 照合電極

構造 亜鉛照合電極、バックフィル入り  
リード線 CV8mm2-1C

3) ターミナル

構造 平鋼型  
リード線 CV5.5mm2-1C、CV8mm2-1C

(3) 開閉装置整備工

1) 仕切弁

規格 JWVA B 120  
使用圧力 7.5k

2) バタフライ弁

規格 JIS B 2064  
使用圧力 7.5k

3) フロート式バタフライ弁

材質 SUS304  
使用圧力 7.5k

4) フランジアダプター

使用圧力 7.5k

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
吹付用モルタル	配合計画書、試験成績書
菱形金網	試験成績書
アンカーピン	試験成績書
基礎砂	粒度分析表
マグネシウム合金陽極	製作図、試験成績書
亜鉛照合電極	製作図、試験成績書
ターミナルボックス	カタログ等
ターミナル	カタログ、試験成績書
ターミナルリード線	カタログ、試験成績書
照合電極リード線	カタログ、試験成績書
陽極リード線	カタログ、試験成績書

材料名	提出物
ベルマウス	カタログ、試験成績書
埋設物表示テープ	カタログ
土木安定シート	カタログ、試験成績書
塗装材料	試験成績書
弁類	カタログ、試験成績書

### 3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材料名	検査・試験項目	備考
マグネシウム合金陽極	外観、形状	現場搬入時
亜鉛照合電極	外観、形状	現場搬入時
ターミナルボックス	外観、形状	現場搬入時
ターミナル	外観、形状	現場搬入時
ターミナルリード線	外観、形状	現場搬入時
照合電極リード線	外観、形状	現場搬入時
陽極リード線	外観、形状	現場搬入時
ベルマウス	外観、形状	現場搬入時
埋設物表示テープ	外観、形状	現場搬入時
弁類	外観、形状、寸法	現場搬入時

### 4. 資材の調達地域等

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、設計変更の対象とするものとする。

資材名	規格	調達地域
土砂	山砂（埋め戻し用）	喜多方市、猪苗代町、会津坂下町

## 第10章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 検測又は確認(施工段階確認)

本工事の施工段階は、下表に示すとおり検測又は確認を受けるものとする。

ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

#### (2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

1) 防食設備工

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
防食設備工事	掘削(開削)	床付け状況基準高さ	初期床付け完了時	○	
		地質状況	地質変化時	○	
	管水路基礎	高さ、幅	初期施工後1箇所	左記以外○	
	ボーリング掘削	深さ、孔径	初期施工段階で1箇所	左記以外○	
	開削	深さ	初期施工段階で1箇所	左記以外○	
	防食設備	外観状態、寸法、重量	初期施工段階で1箇所	左記以外○	マグネシウム合金陽極、
		外観状態、寸法	初期施工段階で1箇所	左記以外○	照合電極
完成測定	管対地電位測定 通電陽極電流測定	初期施工段階で1箇所	左記以外○		

2) 開閉装置整備工

工種	確認内容		確認時期	備考
水路用水門設備	出来形確認	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節1.「直接測定による出来形管理」の分類Aによる。	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節総則による。	
	品質確認	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節及び第8章第2節「品質管理」の分類Aによる。		

3) 鋼管補修工

工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期	備考
エポキシ樹脂塗装	外観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあってはならない。(現場塗装面全面点検)	同左	

工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期	備考
	塗膜範囲、 厚さ	初期施工段階で1箇所 1箇所につき12点測定する。 (天地左右、縦断方向に各3点)	同左	

### (3) 水替工

工事期間中の水替について、現場条件により掘削・床掘作業にともなう水替が必要な場合は監督職員と協議することとする。

### 2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、搬出基地は、別紙 - 2「工事用地図」(1)で示す大深沢調整池管理棟前とする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラスチック (土木シート、土木 シート以外)	(有)Miyatsu リサイクル	喜多方市岩月町宮津 字西ノ山 7132-1	8:00~17:00	再資源化 施設業者
モルタル材 (無筋)	(株)東北入 谷まちづくり 建設	会津若松市門田町大 字一ノ堰字村西 708-9	8:00~17:00	再資源化 施設業者
コンクリート殻 (無筋)				

### 3. 開閉装置整備に係る現場発生材の集積

現場発生材は、令和7年度以降に売り払いする予定であることから、発生した重量を確認し、監督職員に報告したうえで、次に示す場所へ集積しなければならない。

施設名	地先名	受け入れ時間	備考
大深沢調整池管理棟	福島県喜多方市塩川町 大字中屋沢甲 462-16	監督職員の 指示による	別紙 - 2 「工事用地 図(1)」

### 4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	仮設	仮設工事	手作業
		有 無	手作業・機械作業の併用
	土工	土工工事	手作業
		有 無	手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事	手作業
		有 無	手作業・機械作業の併用
本体構造	本体構造の工事	手作業	
	有 無	手作業・機械作業の併用	
本体付属品	本体付属品の工事	手作業	
	有 無	手作業・機械作業の併用	
その他	その他	手作業	
	有 無	手作業・機械作業の併用	

## 5. 防食設備工

### (1) 掘削

- 1) 掘削土は、埋戻に流用するもののほか、全て建設発生土受入地へ搬出する。
- 2) 既設管周辺の掘削を行う場合には人力による施工とし、既設管を破損させないよう注意して施工しなければならない。
- 3) 掘削にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設等に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

### (2) 埋戻

- 1) 既設管の管頂上 60cm までの埋戻は、一層の仕上がり厚さが 30cm 程度になるように山砂を管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下(管頂 30cm まではタンパ等)の締固め機械により、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

なお構造物より 50cm までの範囲も同様とする。

- 2) 既設管の管頂上 60cm 以上の埋戻は、前項と同様のまき出し厚とし、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。
- 3) ほ場内の掘削箇所については施工前の状態に戻すものとする。

### (3) 防食設備

- 1) 開削工法により陽極を設置する場所については、設置に先立ち既設管の塗覆装や管材の状態等について目視等により確認を行うものとする。

なお、確認の結果、管の塗覆装状態が良好でなく、防食テープ等の特別な対策が

必要と判断された場合には、対応について監督職員と協議するものとする。

2) ボーリング工法によりボーリング孔へマグネシウム合金陽極及び照合電極を設置する際には、防食効果範囲を確認の上、図面に示す所定の位置へ据え付けることとする。据付後に良質土を用いて周囲を充填し、マグネシウム合金陽極及び照合電極周辺に空隙が生じないように十分に締固めを行わなければならない。

3) 既設管へのターミナル設置にあたっては、既設管の管材を損傷しないよう丁寧に塗覆装を除去し管材に溶接しなければならない。

4) 弁室の削孔にあたっては、事前に鉄筋探査を行わなければならない。

また、削孔時に鉄筋との接触が確認された場合には、直ちに削孔を中止するとともに、削孔箇所を適切に補修しなければならない。

5) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、かつ、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行わなければならない。

また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

6) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるよう埋設表示テープを敷設しなければならない。

また、埋戻しは発生土を用いるものとし、不足する場合は建設発生土受入地より運搬するものとする。

7) 防食設備工完成時には通電調整、発生電流測定、電位測定等を行い効果が発揮していることを確認のうえ、完成報告書の作成を行うものとする。

8) 防食設備の設置にあたり、漏水が確認された場合は、速やかに監督職員と断水等の処置及びその対策について協議することとする。

(3) ボーリング、電気防食は、暫定歩掛を準用しているため、契約後の精査による現場条件を反映し契約変更することがある。

## 6. 開閉装置整備工

### (1) 一般事項

1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設計条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。

4) 運転が確実に操作の容易なものとする。

5) 設計、製作、整備、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

### (2) 材 料

1) 主要材料は、JIS規格品、又は同等品以上とする。

### (3) 鋼管補修

鋼管の塗替え塗装に当たっては、既存塗膜に「コールドール」が含まれているため、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（厚生労働省 H26 年 5 月）」により、鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、状況に応じた適切な対策を講じる。

既存塗膜の「コールドール」含有調査を未実施の施設については、含有調査を実施の上、その結果に応じた適切な対策を講じることとする。

・既存塗膜に「コールドール」が含まれていることが判明している施設：

第 2 - 2 号分水工、第 2 - 3 号分水工、第 2 - 4 号分水工、第 2 - 6 - 2 号分水工

・既存塗膜の「コールドール」含有調査を未実施の施設：

第 2 - 1 号分水工、第 4 号排泥工、第 2 - 5 号分水工（畑地）、第 2 - 6 - 1 号分水工、第 6 号排泥工

また、鋼管補修の塗装仕様は、以下のとおりとするが、外観確認を行うものとする。

既存塗膜の「コールドール」含有調査の経費、及び「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（厚生労働省 H26 年 5 月）」に基づく対策については、変更協議の対象とし、実施前に監督職員と協議するものとする。

## 7. 中間技術検査

- (1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

## 第 1 1 章 施工管理

### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

### 2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」及び「施設機械工事等施工管理基準」並びに共通仕様書（土）による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

(1) 施工管理の追加項目

施工管理に定めのない追加項目と、その管理基準等は次によらなければならない。

1) 防食設備工の施工管理については、以下のとおりとする。

品質管理

工種	項目	規格値(参考)	測定基準
陽極質量、寸法	質量	±5%以内	各型全製品
	寸法	±5%以内	各型全製品
管対地電位測定	電位	-600mV以下又は自然電位からの電位変化量が-側に300mV以上	上下流対策箇所全箇所
通電陽極電流測定	電流	下記計算式による	上下流対策箇所全箇所

$$\text{通電陽極電流許容値(A)} = \frac{\text{Mg 陽極の総質量(kg)}}{\text{陽極消耗率(8kg/A} \cdot \text{y)} \times \text{設計寿命(30y)}}$$

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情

報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に(URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

### 4. 工事現場等における遠隔確認について

(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。

(2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」([URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」](https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf))によるものとする。

(3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams を想定している。それ以外の場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

## 第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

### 1. 一般的な条件変更

(1) 土質に著しい相違があった場合。

- ( 2 ) 転石の出現。
- ( 3 ) 地下埋設物 (埋蔵文化財を含む )の出現。
- ( 4 ) 協議等により交通誘導警備員が必要となった場合。
- ( 5 ) 指定仮設及び復旧工法等に変更が生じた場合。
- ( 6 ) 仮設道路及び進入路の走行性の確保等について対策の必要が生じた場合。
- ( 7 ) 現場条件等により工法を変更する場合。
- ( 8 ) 関係機関等との協議により変更が生じた場合。
- ( 9 ) 施工に伴い排水処理の必要が生じた場合。
- ( 10 ) 想定外の漏水が確認され、その対策の必要が生じた場合。
- ( 11 ) 幹線水路の適切な維持管理を図るため、水槽等の新たな改修及び工種が必要と判断された場合。
- ( 12 ) 新たに附帯工を追加する場合。
- ( 13 ) 工事用地の範囲が変更となった場合。
- ( 14 ) 歩掛調査、諸経費動向調査の対象となった場合。
- ( 15 ) 産業廃棄物の種類が追加になった場合。
- ( 16 ) 歩掛検証の結果、歩掛を変更する必要が生じた場合。
- ( 17 ) 工事現場発生材の搬出場所及び、積み卸し方法が変更になった場合。
- ( 18 ) 発生土が埋め戻しに適さない場合。
- ( 19 ) 除雪が必要になった場合。
- ( 20 ) 設計変更が生じ、測量、数量計算及び図面作成等が必要となった場合。
- ( 21 ) その他監督職員が必要と認めたもの。
- ( 22 ) 不可抗力によるもの。

## 2 . 防食設備工

- ( 1 ) 掘削後の管の表面状態の調査結果に基づき、防食テープ等の対策が必要となった場合。
- ( 2 ) ボーリング地点までの水の運搬が必要となった場合。
- ( 3 ) 陽極周辺の埋戻し材が変更となった場合。
- ( 4 ) 新たに防食箇所を追加する場合。
- ( 5 ) 新たな仮設等が必要となった場合。
- ( 6 ) 防食設備の構造に変更が生じた場合。
- ( 7 ) 新たに防食工事等を追加する場合。

## 3 . 開閉装置整備工

- ( 1 ) 確認点検の結果、交換する部品等に変更が生じた場合。
- ( 2 ) 産業廃棄物処理の変更追加等に係るもの。
- ( 3 ) 鋼管補修工で鋼管外面の外観等の調査により、塗装仕様に変更が生じた場合。
- ( 4 ) 据付にあたって、水替えや仮設工の変更追加が必要と判断されるもの。

#### 4. 鋼管補修工

- (1) 鋼管外面の外観等の調査により、塗装仕様に変更が生じた場合。
- (2) 鋼管部より漏水等が確認され、その対策が必要となった場合。

#### 5. その他

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

### 第13章 その他

#### 1. 契約後 VE 提案

##### (1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

##### (2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を行わないものとする。

2) ただし、次の提案は VE 提案の範囲に含めないものとする。

施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

工事請負契約書第 8 条 条件変更等 に基づき条件変更が確認された後の提案

競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

##### (3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書(土)様式 6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

計図書に定める内容と 提案の内容の対比及び提案理由

提案の実施方法に関する事項 当該提案に係る施工上の条件等を含む

提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

発注者が別途発注する関連工事との関係

工業所有権を含む 提案である場合、その取り扱いに関する事項

その他 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施行に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（土）様式 6-5）により通知するものとする。

ただし、その期間内にできないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 入札後契約前 VE 提案

工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理

費については原則として変更はしないものとする。

ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

### 3．電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（土）第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副2部

### 4．主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

### 5．地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（別紙-4）様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関す

る変更実施計画書（（別紙 - 5）様式 2）を作成するとともに、変更実施計画書に記載した計上金額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- （ 5 ）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- （ 6 ）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出額した額」から「実施計画書（（別紙 4）様式 1）に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（ 4 ） 証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- （ 7 ）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- （ 8 ）疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 6 . 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- （ 1 ） 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- （ 2 ） 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。
- （ 3 ） 設計変更確認会議  

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議により定めるものとする。
- （ 4 ） 対策検討会議  

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内

容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書 様式 - 42)に記録し、相互に確認するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品【推奨する仕様、付属品】
- シ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台

- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。

ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舍の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等

計上項目	実施する内容（率計上分）
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献

#### 9. 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『工区』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

なお、工事の工区割は別紙 - 6 に示すとおりである。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事工区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事工区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域による補正等)については、工事工区ごとに設定する。一般管理費等については、工事工区ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

#### 10. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受

注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
  - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
  - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
  - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
  - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
  - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

1) 補正係数

	週単位の 週休2日	月単位の 週休2日
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%(8日/28日)以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合、上記に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

## 12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
- 1) 真夏日  
日最高気温が 30 以上の日をいう。
  - 2) 工期  
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。  
なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
  - 3) 真夏日率  
以下の式により算出された率をいう。  
$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$
- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。  
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25 以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

補正係数：1.2

## 13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

## 14. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。  
なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点点評価する。  
ただし、工事成績評価の合計は 100 点を超えないものとする。

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録すること

とし、余裕期間を含まないことに留意すること。

[ 事業（務）所長 ]

**【被災農林漁家の就労機会の確保】**

令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。

令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 洪水吐法面保護工 ( 工区 )				
(1) 法面吹付工				
構造物取壊し	吹付法面 t-100	m <sup>2</sup>	568.000	
モルタル殻運搬処理	モルタル材、無筋	m <sup>3</sup>	57.000	
モルタル吹付	モルタル、 t=100	m <sup>2</sup>	568.000	
2. 管理用道路法面保護工 ( 工区 )				
(1) 法面吹付工				
構造物取壊し	吹付法面 t=100	m <sup>2</sup>	1,110.000	
モルタル殻運搬処理	モルタル材、無筋	m <sup>3</sup>	111.000	
モルタル吹付	モルタル t=100	m <sup>2</sup>	1,110.000	
3. 管理用道路法面保護工 ( 工区 )				
(1) 法面吹付工				
構造物取壊し	吹付法面 t=100	m <sup>2</sup>	385.000	
モルタル殻運搬処理	モルタル材、無筋	m <sup>3</sup>	39.000	
モルタル吹付	モルタル t=100	m <sup>2</sup>	385.000	
4. サイホン呑口工 ( 工区 )				
(1) 電気防食工				
ボーリング自走式	自走式	m	7.200	
電気防食	マグネシウム合金陽極 型1本吊縦置き	箇所	2.000	
(2) 小口径弁類更新工				
ボルト・ナット交換		式	1.000	
(3) 工事進入路工				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm B=1524	m <sup>2</sup>	192.000	
足場		掛m <sup>2</sup>	15.000	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
モノレール設置・撤去		m	30.000	
5. 第2-1号分水工 ( 工区 )				
(1) 電気防食工				
ボーリング自走式	自走式	m	29.200	
電気防食	マグネシウム合金陽極 型1本吊縦置き	箇所	4.000	
(2) 小口径弁類更新工				
輸送費	小型弁類	式	1.000	
ソフトシール仕切弁交換	JWA B120 250 7.5k	基	1.000	
ソフトシール仕切弁交換	JWA B120 200 7.5k	基	1.000	
手動バタフライ弁交換	JIS B 250 7.5k	基	1.000	
フランジアダプター交換	250 7.5k	基	1.000	
フランジアダプター交換	200 7.5k	基	1.000	
(3) ピット内配管塗装工				
塗膜除去		m <sup>2</sup>	2.800	
塗装	エポキシ樹脂系	m <sup>2</sup>	2.800	
(4) 工事進入路工 第2-1号分水工				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm B=1524	m <sup>2</sup>	38.500	
6. その他				
(1) 運搬費				
仮設工				
仮設材運搬				
敷鉄板運搬 ( A班 )		式	1.000	
(2) 技術管理費				
共通仮設 ( 積上げ )				

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
技術管理費				
技術管理費	工区	施設	2.000	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 第2-2号分水工 ( 工区 )				
(1) 小口径弁類更新工				
輸送費	小型弁類	式	1.000	
ソフトシール仕切弁交換	JWA B 120 200 7.5	基	1.000	
フランジアダプター交換	200 7.5k	基	1.000	
(2) ピット内配管塗装工				
塗膜除去		m <sup>2</sup>	1.300	
塗装	エポキシ樹脂系	m <sup>2</sup>	1.300	
2. 第2-3号分水工 ( 工区 )				
(1) 作業土工				
床掘 ( 小規模 )		式	1.000	
管基礎	山砂クッション用	m <sup>3</sup>	2.000	
埋戻		式	1.000	
作業残土処理		m <sup>3</sup>	3.000	
(2) 電気防食工				
電気防食	マグネシウム合金陽極 型1本吊縦置き	箇所	2.000	
塗覆装	合成ゴムシート	m <sup>2</sup>	0.500	
(3) 小口径弁類更新工				
ソフトシール仕切弁交換	JWA B120 300 7.5k	基	1.000	
手動バタフライ弁交換	JIS B 300 7.5k	基	1.000	
フランジアダプター交換	300 7.5k	基	1.000	
(4) ピット内配管塗装工				
塗膜除去		m <sup>2</sup>	0.500	
塗装	エポキシ樹脂系	m <sup>2</sup>	0.500	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(5) 工事進入路工 第2-3号分水工				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm B=1524	m <sup>2</sup>	15.000	
仮排水設置・撤去	300	m	7.000	
3. 第4号排泥工 ( 工区 )				
(1) 作業土工				
床掘		式	1.000	
管基礎	山砂クッション用	m <sup>3</sup>	8.000	
埋戻		式	1.000	
作業残土処理		m <sup>3</sup>	9.000	
(2) 電気防食工				
電気防食	マグネシウム合金陽極 型1本吊横置き	箇所	8.000	
塗覆装	合成ゴムシート	m <sup>2</sup>	4.800	
(3) 小口径弁類更新工				
ボルト・ナット交換		式	1.000	
(4) ピット内配管塗装工				
塗膜除去		m <sup>2</sup>	1.000	
塗装	エポキシ樹脂系	m <sup>2</sup>	1.000	
(5) 工事進入路工 第4号排泥工				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm B=1524	m <sup>2</sup>	89.000	
4. その他				
(1) 運搬費				
仮設工				
仮設材運搬				
敷鉄板運搬 ( B 班 )		式	1.000	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2) 技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
技術管理費	工区	施設	2.000	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 第2-4号分水工(Ⅲ工区)				
(1)作業土工				
床掘		式	1.000	
管基礎	山砂クッション用	m <sup>3</sup>	11.000	
埋戻		式	1.000	
作業残土処理		m <sup>3</sup>	18.000	
(2)電気防食工				
電気防食	マグネシウム合金陽極V型 1本吊縦置き	箇所	6.000	
塗覆装	合成ゴムシート	m <sup>2</sup>	1.000	
(3)小口径弁類更新工				
輸送費	小型弁類	式	1.000	
ソフトシール仕切弁交換	JWWA B120 φ350 7.5k	基	1.000	
ソフトシール仕切弁交換	JWWA B120 φ200 7.5k	基	1.000	
手動バタフライ弁交換	JIS B φ350 7.5k	基	1.000	
手動バタフライ弁交換	JIS B φ150 7.5k	基	1.000	
フランジアダプター交換	φ350 7.5k	基	1.000	
フランジアダプター交換	φ200 7.5k	基	1.000	
(4)ピット内配管塗装工				
塗膜除去		m <sup>2</sup>	2.400	
塗装	エポキシ樹脂系	m <sup>2</sup>	2.400	
(5)構造物撤去・復旧工				
側溝撤去・復旧	BF-400 再使用	m	6.000	
2. 第4号ステッキ工(Ⅲ工区)				
(1)作業土工				

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
床掘		式	1.000	
管基礎	山砂クッション用	m <sup>3</sup>	39.000	
埋戻		式	1.000	
作業残土処理		m <sup>3</sup>	28.000	
(2)電気防食工				
電気防食	マグネシウム合金陽極V型 1本吊縦置き	箇所	10.000	
塗覆装	合成ゴムシート	m <sup>2</sup>	10.600	
(3)構造物撤去・復旧工				
側溝撤去・復旧	BF-400再使用	m	6.000	
(4)工事進入路工 第4号ステッキ工				
土木シート設置・撤去	ポリプロピレン系織布	m <sup>2</sup>	1,283.000	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm、b=1524	m <sup>2</sup>	309.000	
運搬・処理(産業廃棄物)	廃プラスチック(シート)	m <sup>3</sup>	0.500	
3. 第2-5号分水工(Ⅲ工区)				
(1)小口径弁類更新工				
ソフトシール仕切弁交換	JWWA B120 φ350 7.5k	基	1.000	
ソフトシール仕切弁交換	JWWA B120 φ125 7.5k	基	1.000	
手動バタフライ弁交換	JIS B φ350 7.5k	基	1.000	
手動バタフライ弁交換	JIS B φ100 7.5k	基	1.000	
フランジアダプター交換	φ350 7.5k	基	1.000	
フランジアダプター交換	φ125 7.5k	基	1.000	
(2)ピット内配管塗装工				
塗膜除去		m <sup>2</sup>	0.500	
塗装	エポキシ樹脂系	m <sup>2</sup>	0.500	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(3)工事進入路工 第2-5号分木工				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm、B=1524	m <sup>2</sup>	15.000	
4. 第1号空気弁工(低圧用) (Ⅲ工区)				
(1)小口径弁類更新工				
ボルト・ナット交換		式	1.000	
5. 第2-6-1号分木工(Ⅲ工区)				
(1)作業土工				
床掘		式	1.000	
管基礎	山砂クッション用	m <sup>3</sup>	2.000	
埋戻		式	1.000	
表土掘削・埋戻	t=200	m <sup>2</sup>	10.000	
作業残土処理		m <sup>3</sup>	1.000	
(2)電気防食工				
電気防食	マグネシウム合金陽極Ⅳ型 1本吊縦置き	箇所	3.000	
塗覆装	合成ゴムシート	m <sup>2</sup>	1.000	
(3)小口径弁類更新工				
ソフトシール仕切弁交換	JWWA B120 φ350 7.5k	基	1.000	
手動バタフライ弁交換	JIS B 2064 φ350 7.5k	基	1.000	
フランジアダプター交換	φ350 7.5k	基	1.000	
(4)ピット内配管塗装工				
塗膜除去		m <sup>2</sup>	2.700	
塗装	エポキシ樹脂系	m <sup>2</sup>	2.700	
(5)工事進入路工 第2-6-1号分木工				
土木シート設置・撤去	ポリプロピレン系織布	m <sup>2</sup>	362.000	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
敷鉄板設置・撤去	t=22mm、B=1524	m <sup>2</sup>	87.000	
運搬・処理(産業廃棄物)	廃プラスチック(シート)	m <sup>3</sup>	0.100	
6. 第5号ステッキ工(Ⅲ工区)				
(1)電気防食工				
ボーリング自走式	自走式	m	16.300	
電気防食	マグネシウム合金陽極XⅢ型1本吊縦置き	箇所	5.000	
足場	単管足場	掛m <sup>2</sup>	48.000	
7. 第6号排泥工(Ⅲ工区)				
(1)電気防食工				
ボーリング自走式	自走式	m	9.000	
電気防食	マグネシウム合金陽極Ⅶ型1本吊置縦置き	箇所	2.000	
(2)ピット内配管塗装工				
塗膜除去		m <sup>2</sup>	0.600	
塗装	エポキシ樹脂系	m <sup>2</sup>	0.600	
(3)工事進入路工・第6号排泥工				
土木シート設置・撤去	ポリプロピレン系織布	m <sup>2</sup>	243.000	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm、B=1524	m <sup>2</sup>	68.000	
運搬・処理(産業廃棄物)	廃プラスチック(シート)	m <sup>3</sup>	0.100	
8. 第2-6-2号分水工(Ⅲ工区)				
(1)小口径弁類更新工				
ソフトシール仕切弁交換	JWWA B120 φ150 7.5k	基	1.000	
手動バタフライ弁交換	JIS B 2064 φ150 7.5k	基	1.000	
フランジアダプター交換	φ150 7.5k	基	1.000	
小口径弁類運搬	(各現場～大深沢調整池)	式	1.000	

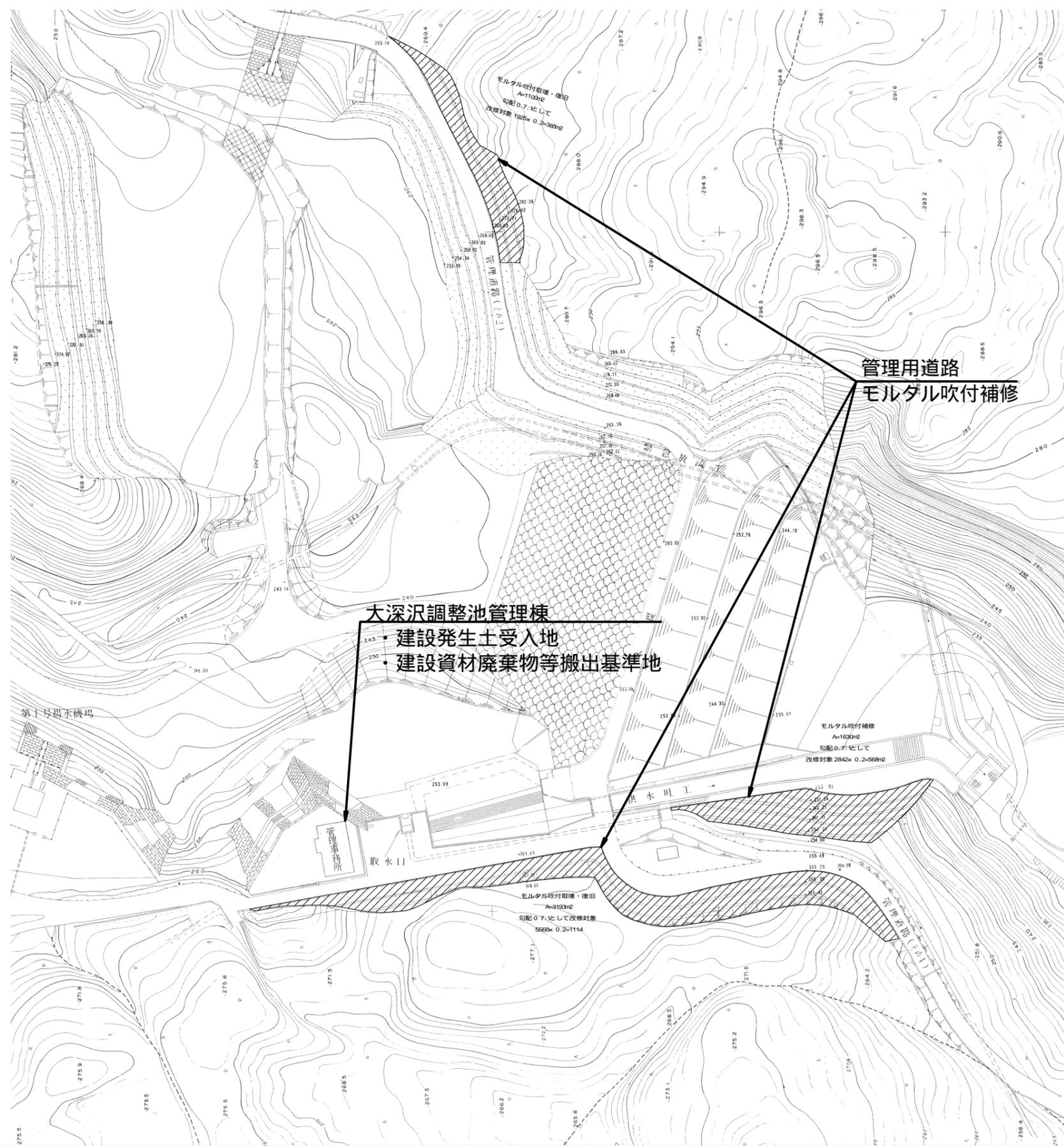
## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)ピット内配管塗装工				
塗膜除去		㎡	0.400	
塗装	エポキシ樹脂系	㎡	0.400	
9. その他				
(1)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
技術管理費	Ⅲ工区	施設	5.000	

# 工事用地図 ( 1 )

大深沢調整池付帯施設

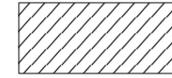
S=1:500



# 仮設計画図 (2)

サイホン呑口工

工事用地

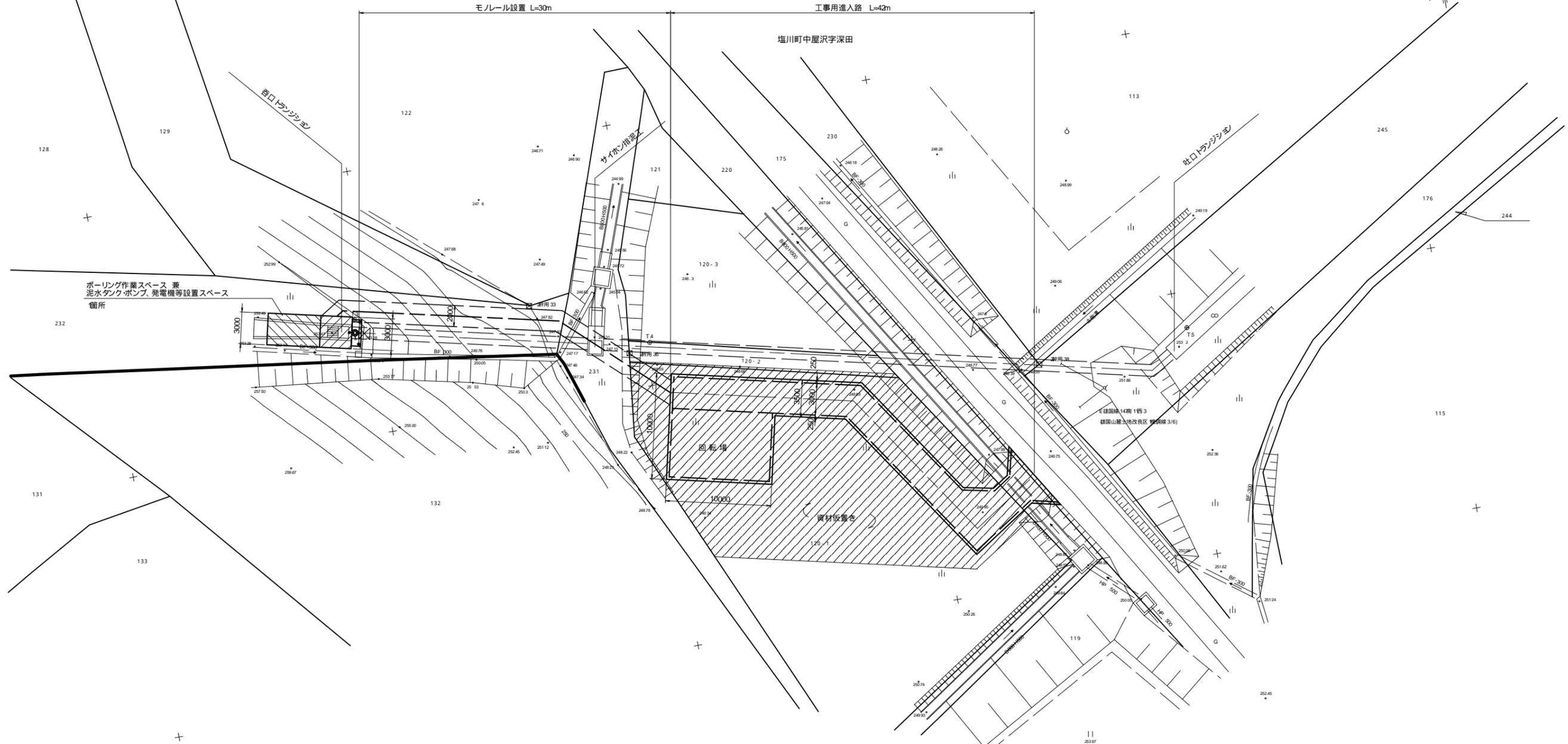


工事内容一覧

- 呑口トランジション工
- 電気防食工事 (ボロリング工法 自走式)
- サイホン排泥工
- 附帯工事 ボルトナット交換

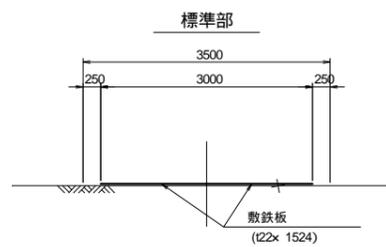
## 平面図

S=1200



## 工事進入路 標準断面図

S=150



## 借地面積

地番	面積 (m <sup>2</sup> )
120-1	539.1
120-2	5.4

工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業国山麓地区 第2号幹線用水路他改修工事		
図面名	仮設計画図 (2) サイホン呑口工		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

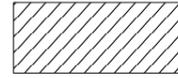
# 仮設計画図 (3)

## 第2-号分水工

### 平面図

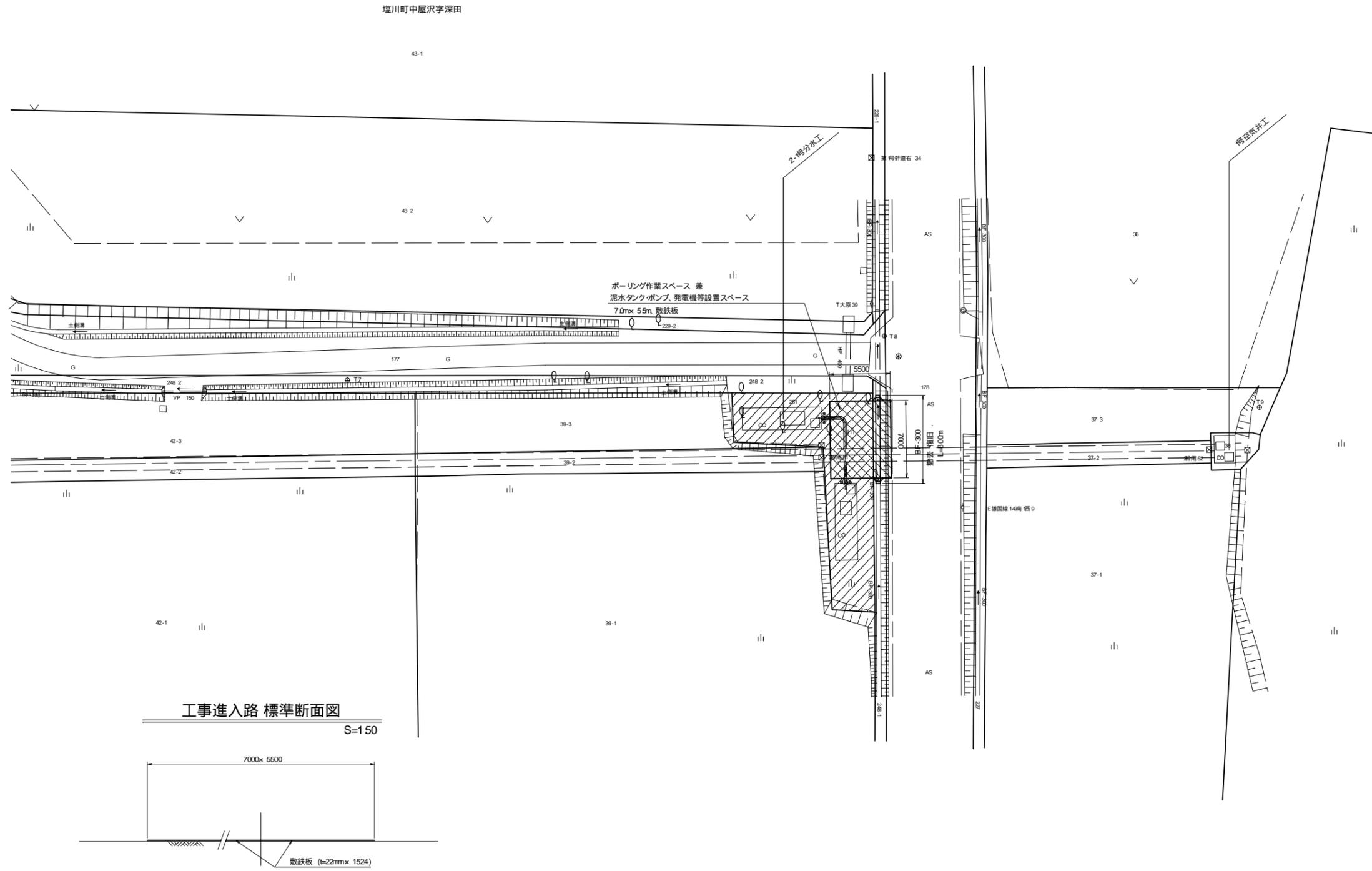
S=1/200

工事用地



#### 工事内容一覧

- 2-号分水工
- 電気防食工事 (ボアリング工法 自走式) ×
- 附帯工事 仕切弁、バタフライ弁交換
- :ピット内配管塗装替え



# 仮設計画図(4)

第2号分水工

工事用地



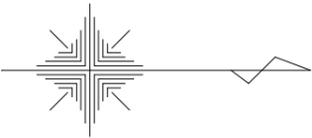
平面図

S=1/200

工事内容一覧

2号分水工

附带工事 : ビット内配管塗装塗替え

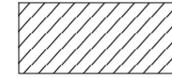


工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業(国土)地区 第2号幹線用水路他改修工事		
図面名	仮設計画図(4) 第2号分水工		
作成年月日			
縮尺	S=1/200	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

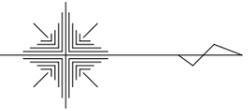
# 仮設計画図 (5)

## 第2-3号分水工

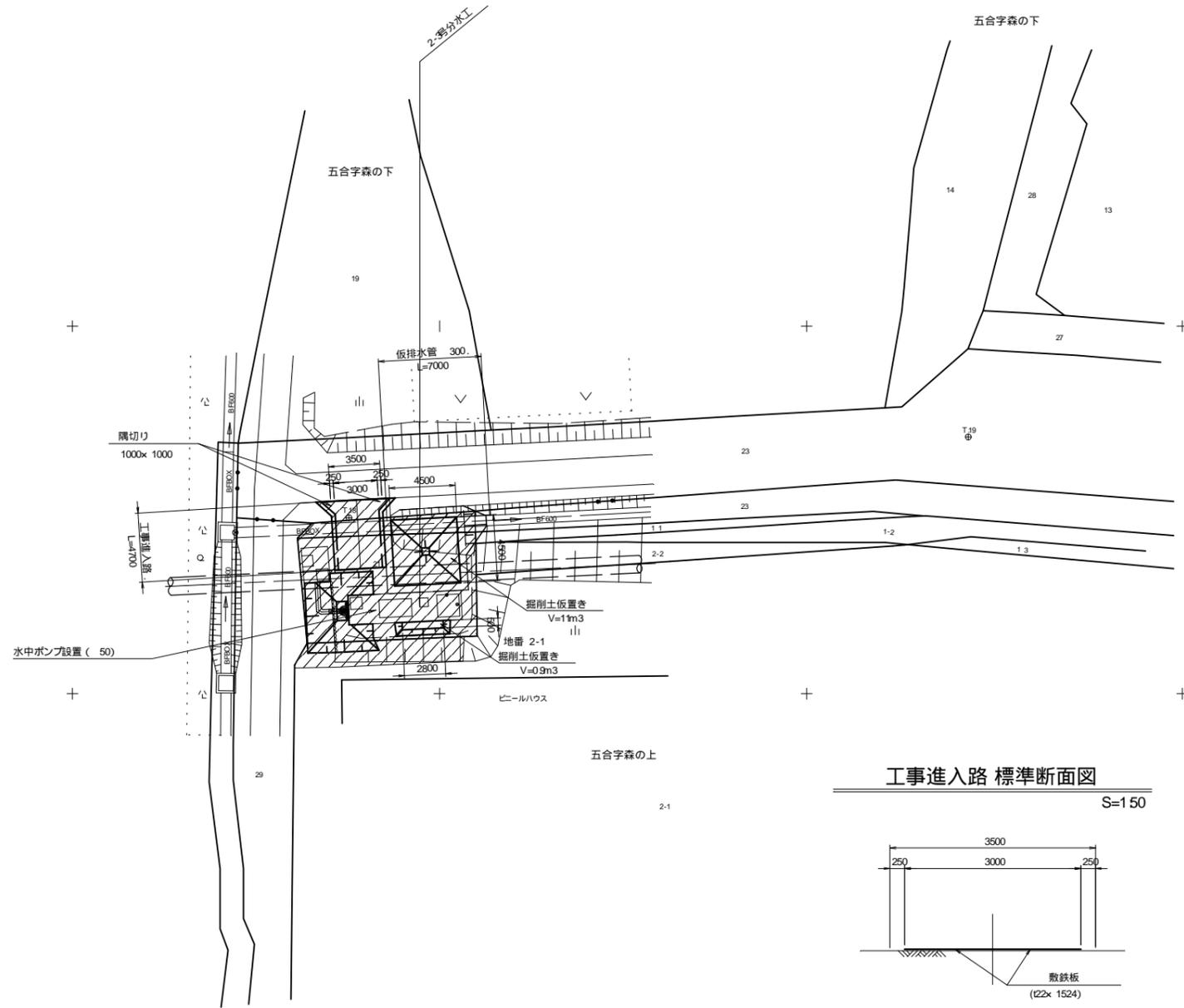
### 工事用地



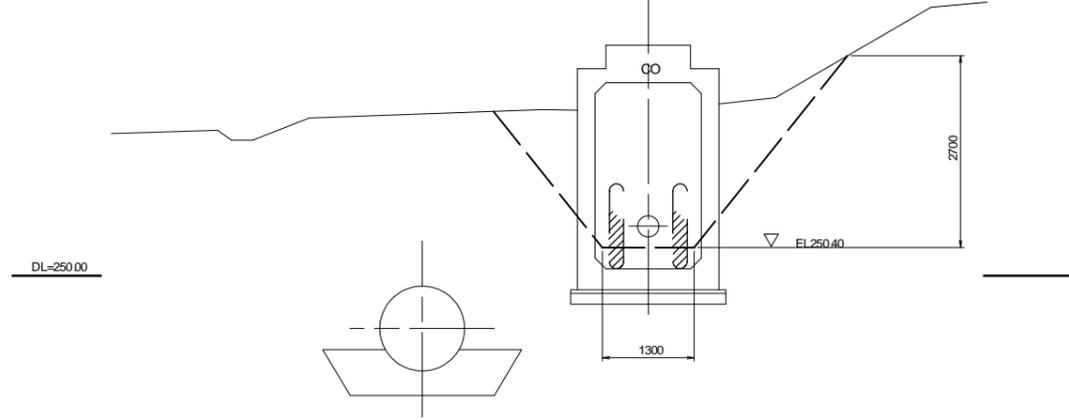
工事内容一覧  
 2-3号分水工  
 電気防食工事 掘削工法  
 附带工事 仕切弁 バタフライ弁交換  
 :ピット内配管塗装塗替え



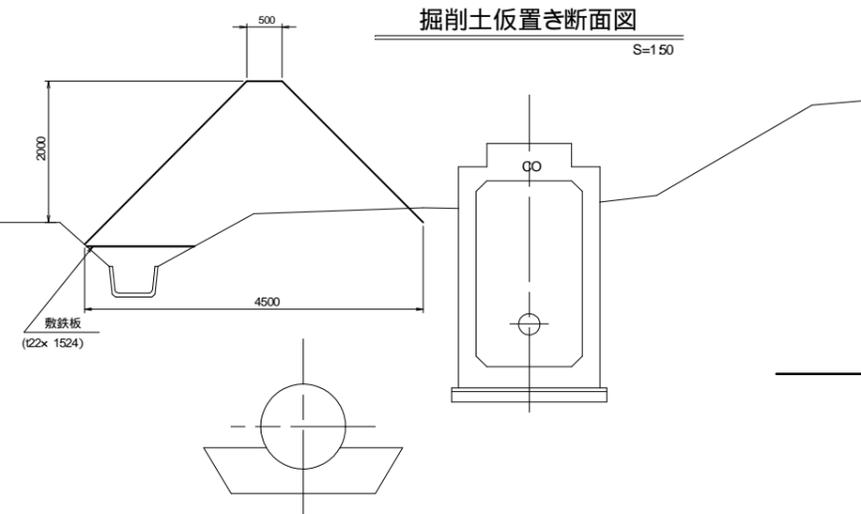
平面図  
S=1200



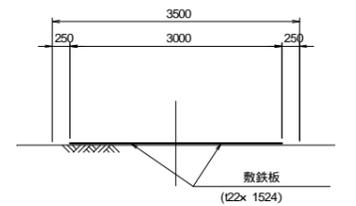
掘削断面図  
S=150



掘削土仮置き断面図  
S=150



工事進入路 標準断面図  
S=150



借地面積

地番	面積 (m <sup>2</sup> )
2-1	18.6
1-1	1.1
2-2	0.9

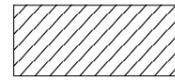
工事名	令和7年度 国家施設応急対策事業国山麓地区 第2号幹線用水路他改修工事		
図面名	仮設計画図 (5) 第2-3号分水工		
作成年月日			
縮尺	S=1200	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

# 仮設計画図 (6)

## 第4号排泥工

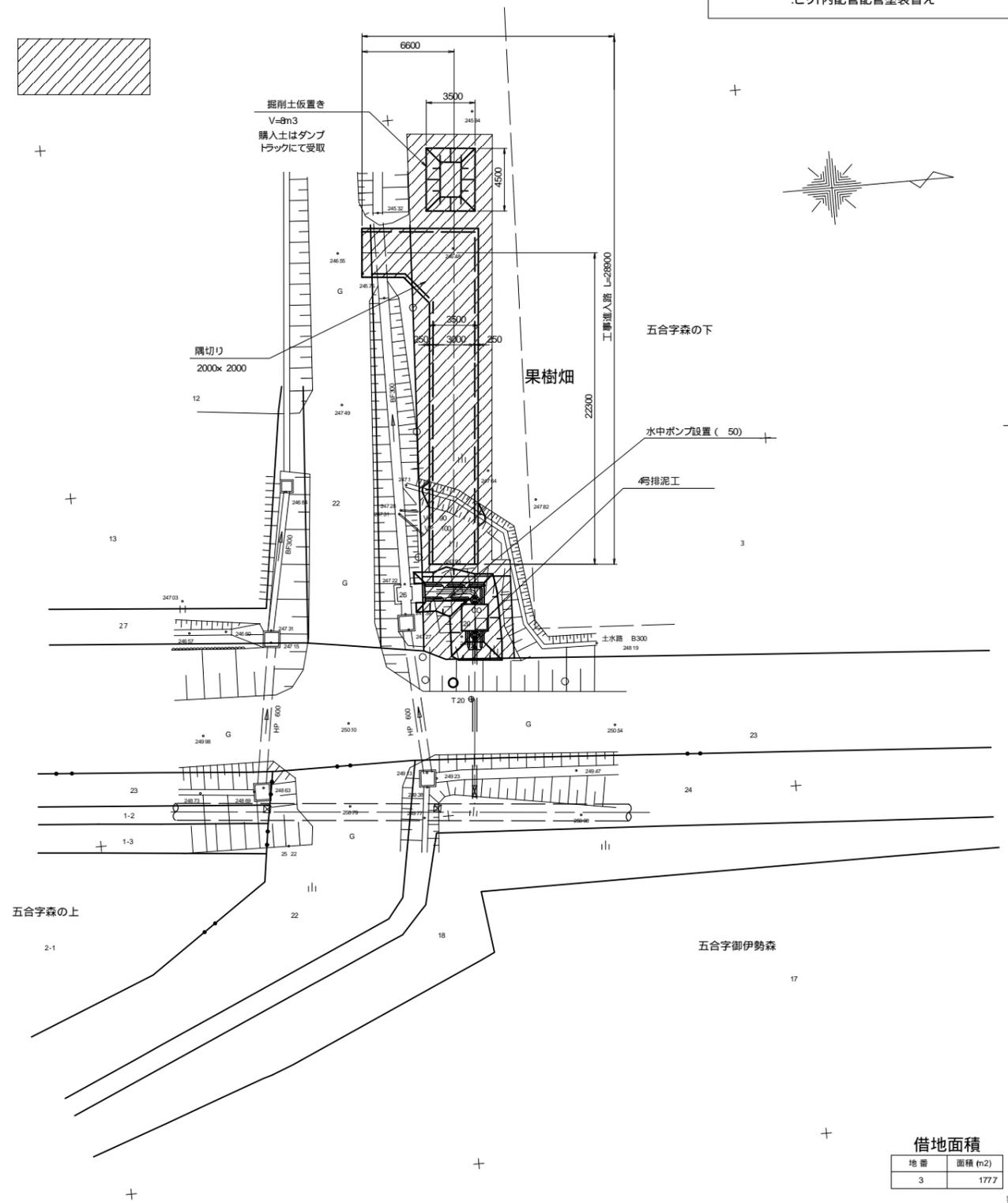
工事内容一覧  
 号排泥工  
 電気防食工事 開削工法  
 附带工事 ボルトナット・パッキン交換  
 :ピット内配管配管塗装替え

工事用地



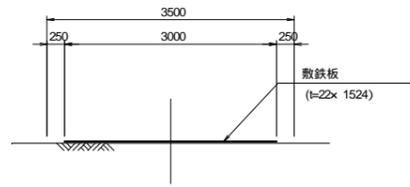
平面図

S=1200



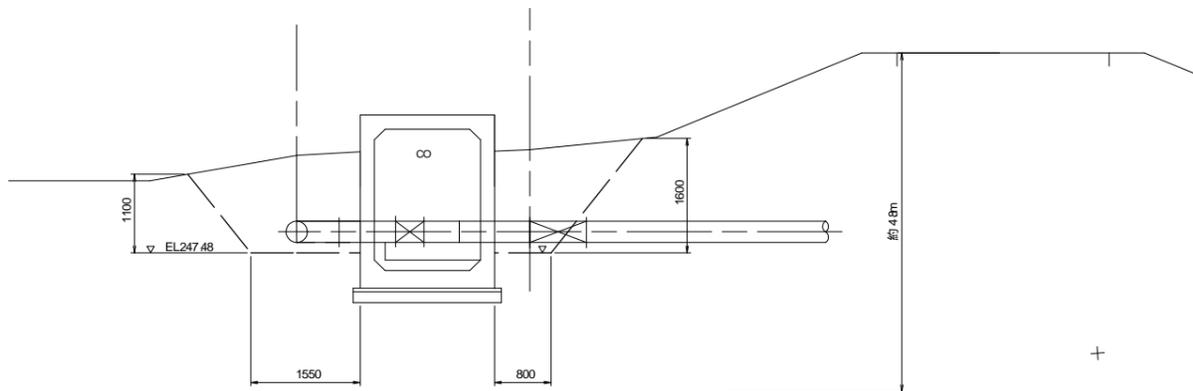
工事進入路 標準断面図

S=150



掘削断面図

S=150



DL=245.00

借地面積

地番	面積 (m <sup>2</sup> )
3	1777

工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業(国土)地区 第2号幹線用水路他改修工事		
図面名	仮設計画図(6) 第4号排泥工		
作成年月日			
縮尺	S=1200	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

# 仮設計画図 (7)

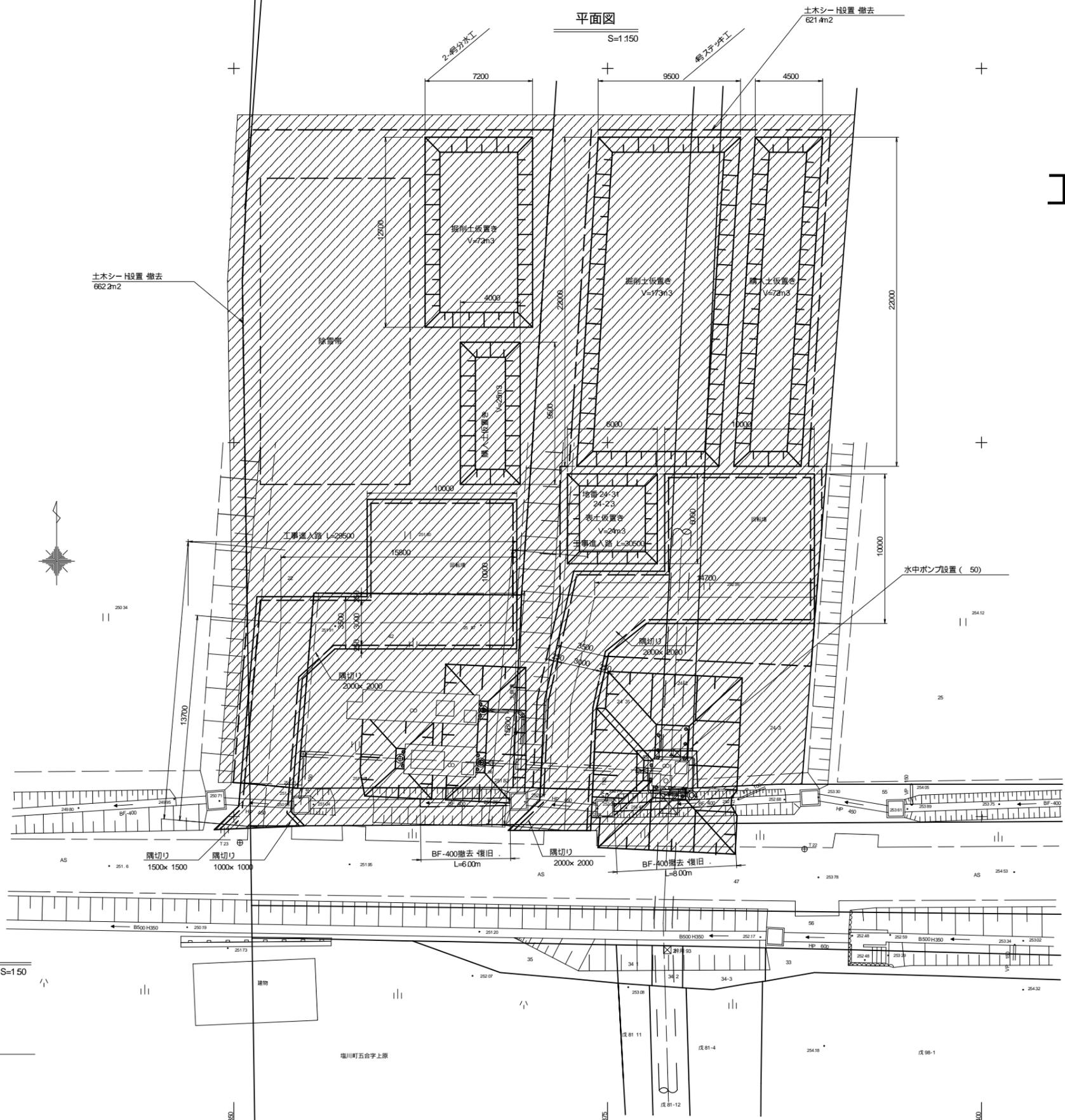
## 第2-4号分水工・4号ステッキ工

工事内容一覧

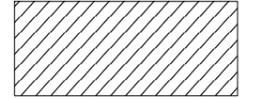
2-4号分水工  
電気防食工事 掘削工法  
附帯工事 仕切弁 バタフライ弁交換  
:ピット内配管塗装替え

4号ステッキ工  
電気防食工事 掘削工法

平面図  
S=1:150



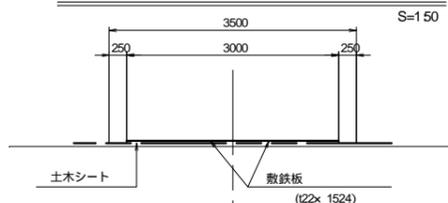
工事用地



借地面積

地番	面積 (m <sup>2</sup> )
21	507
22	676.4
24-31	427.7
24-2	86.3
24-3	357

工事進入路 標準断面図



工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業(国土)地区 第2号幹線用水路他改修工事		
図面名	仮設計画図(7) 第2-4号分水工・4号ステッキ工		
作成年月日			
縮尺	S=1:150	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

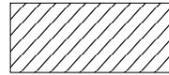
# 仮設計画図 (8)

## 第2-5号分水工

S=1.100



工事用地



平面図

S=1.100

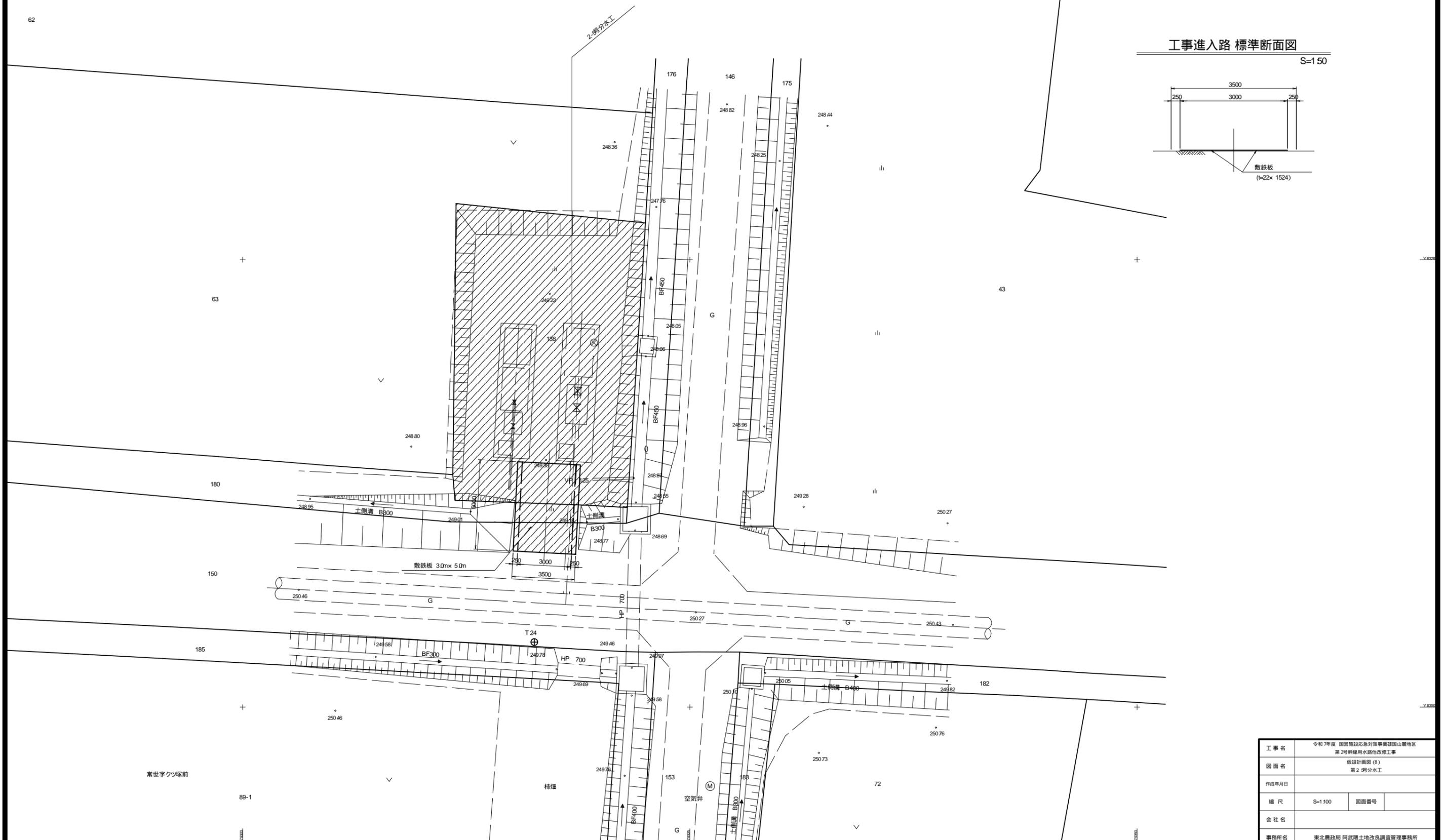
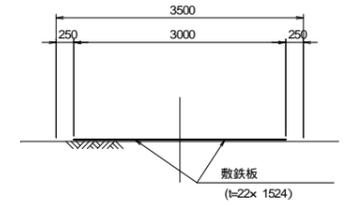
工事内容一覧

第2-5号分水工

附带工事 仕切弁、バタフライ弁、フロート弁交換  
 :ピット内配管塗装塗替え

工事進入路 標準断面図

S=1.50



常世字クマ塚前

柿畑

空気弁

工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業(国山麓地区) 第2号幹線用水路他改修工事		
図面名	仮設計画図(8) 第2-5号分水工		
作成年月日			
縮尺	S=1.100	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

工事用地



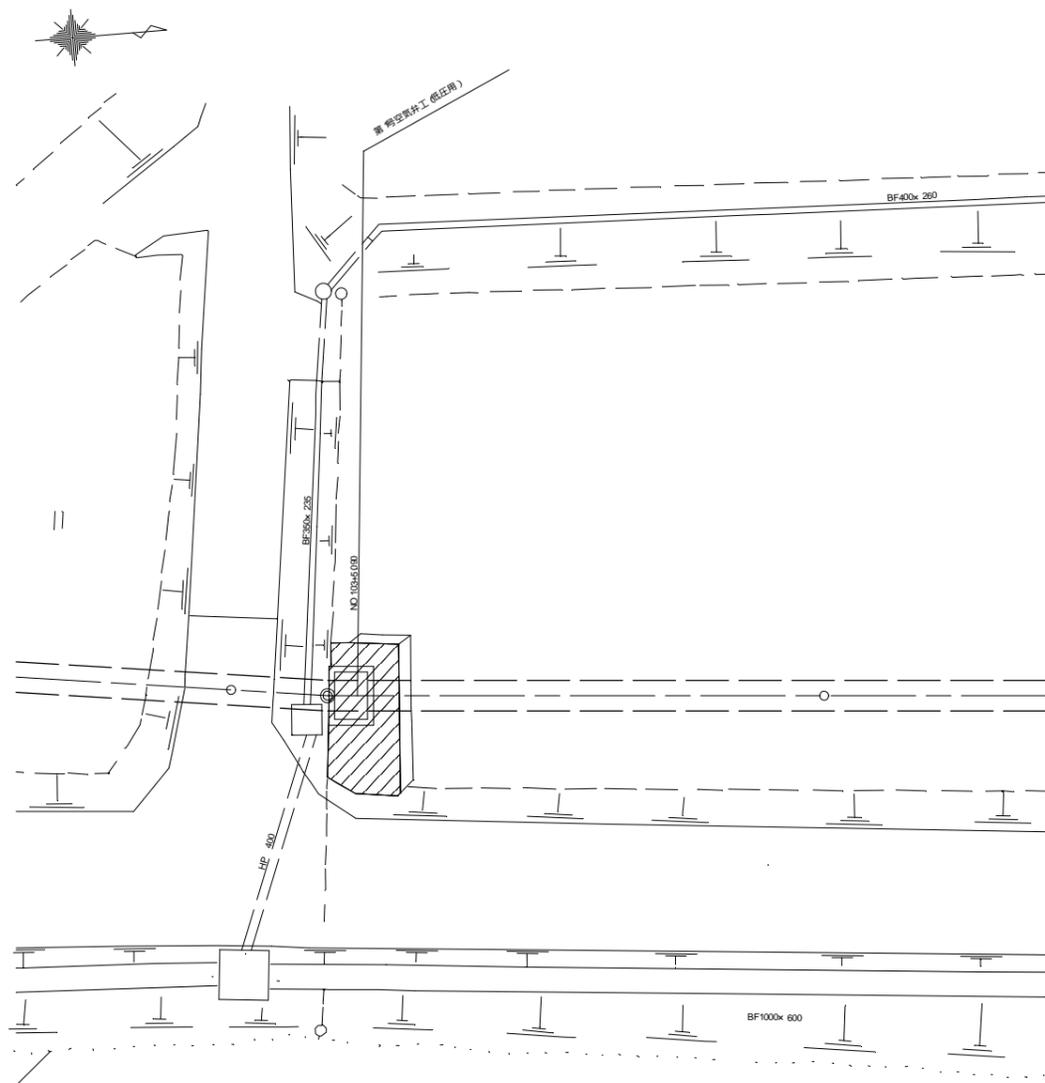
# 仮設計画図 (9)

第 1号空気弁工 (低圧用)

工事内容一覧  
第 1号空気弁工 (低圧用)  
附帯工事 ボルトナット交換

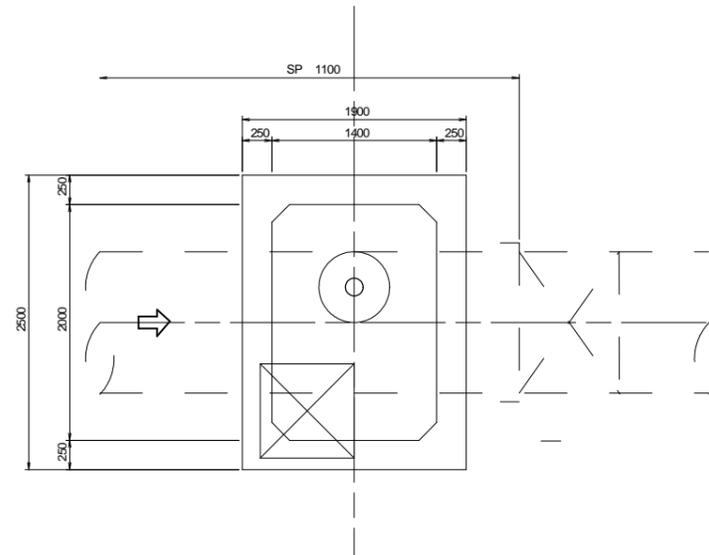
位置図

S=1:150



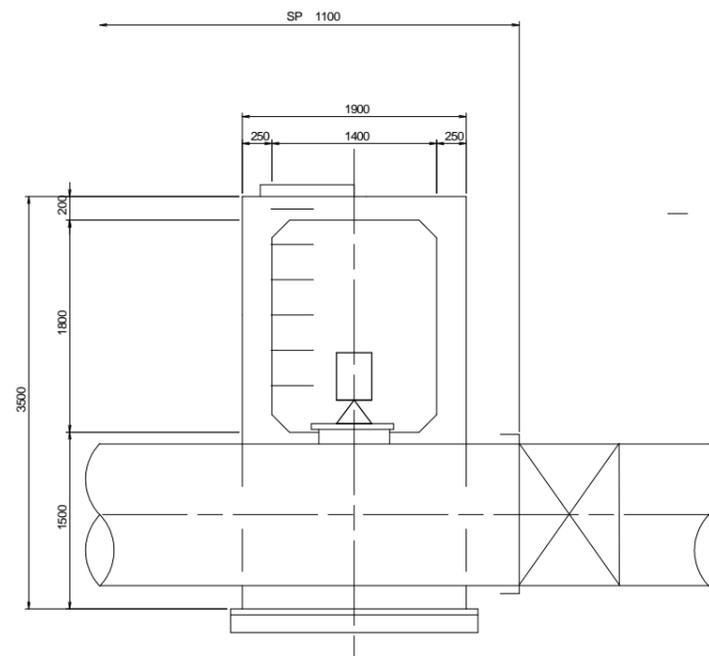
平面図

S=1:30



縦断図

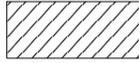
S=1:30



工事名	令和 7年度 国営施設応急対策事業(国山麓地区) 第 2号幹線用水路他改修工事		
図面名	仮設計画図 (9) 第 1号空気弁工 (低圧用)		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

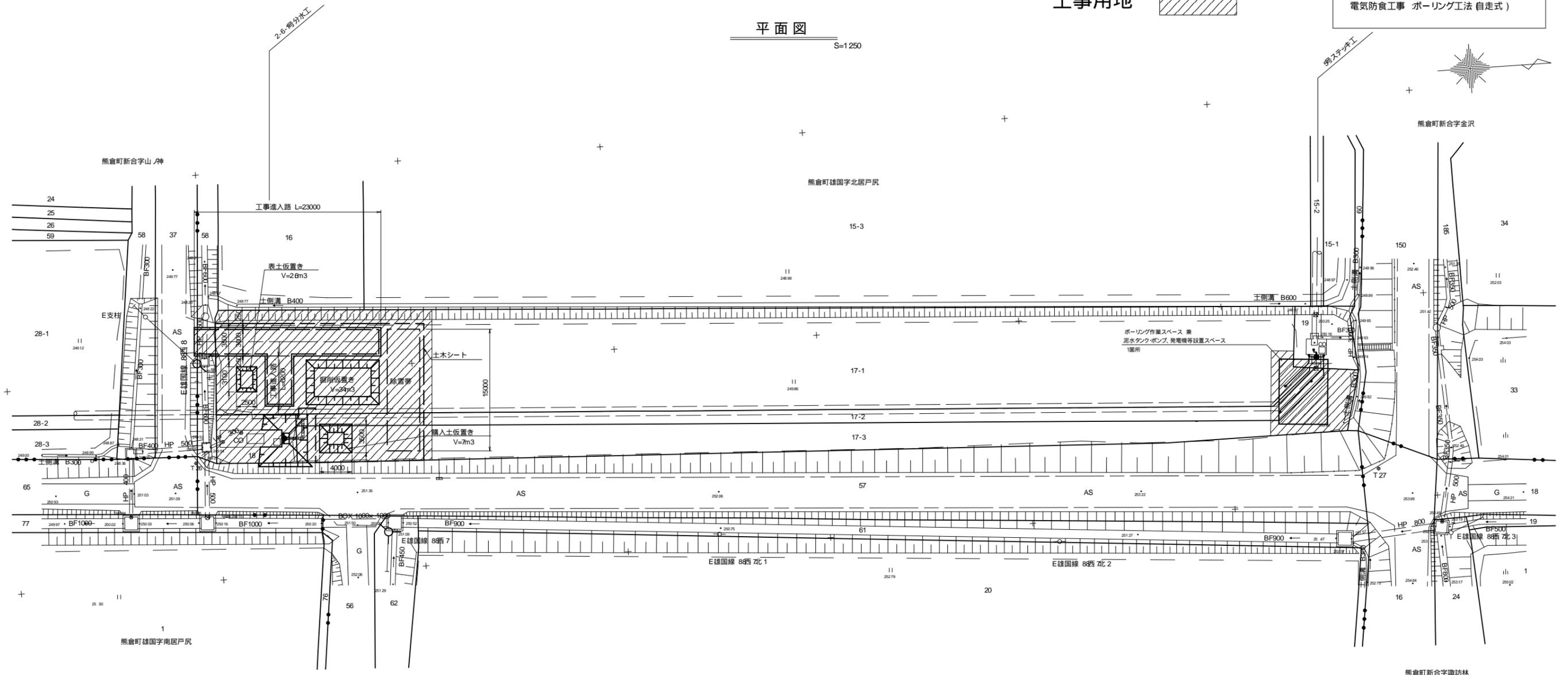
# 仮設計画図 (10)

## 第2-6-1号分水工 第5号ステッキ工

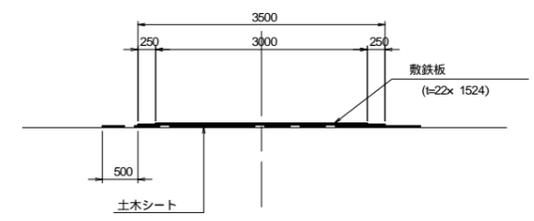
工事用地 

- 工事内容一覧**
- 2-6-1号分水工
    - 電気防食工事 潮削工法
    - 附带工事 :仕切弁 バタフライ弁交換
    - :ピット内配管塗装替え
  - 5号ステッキ工
    - 電気防食工事 ボーリング工法 (自走式)

平面図 S=1250



工事進入路 標準断面図 S=150



**借地面積**

地番	面積 (m <sup>2</sup> )
17-1	359.6
17-2	40.2
17-3	126.7

工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業熊谷山麓地区 第2号幹線用水路他改修工事		
図面名	仮設計画図 (10) 第2-6-1号分水工 第5号ステッキ工		
作成年月日			
縮尺	S=1250	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所		

# 仮設計画図 (11)

## 第6号排泥工 第2-6-2号分水工

平面図

S=1/250

工事用地



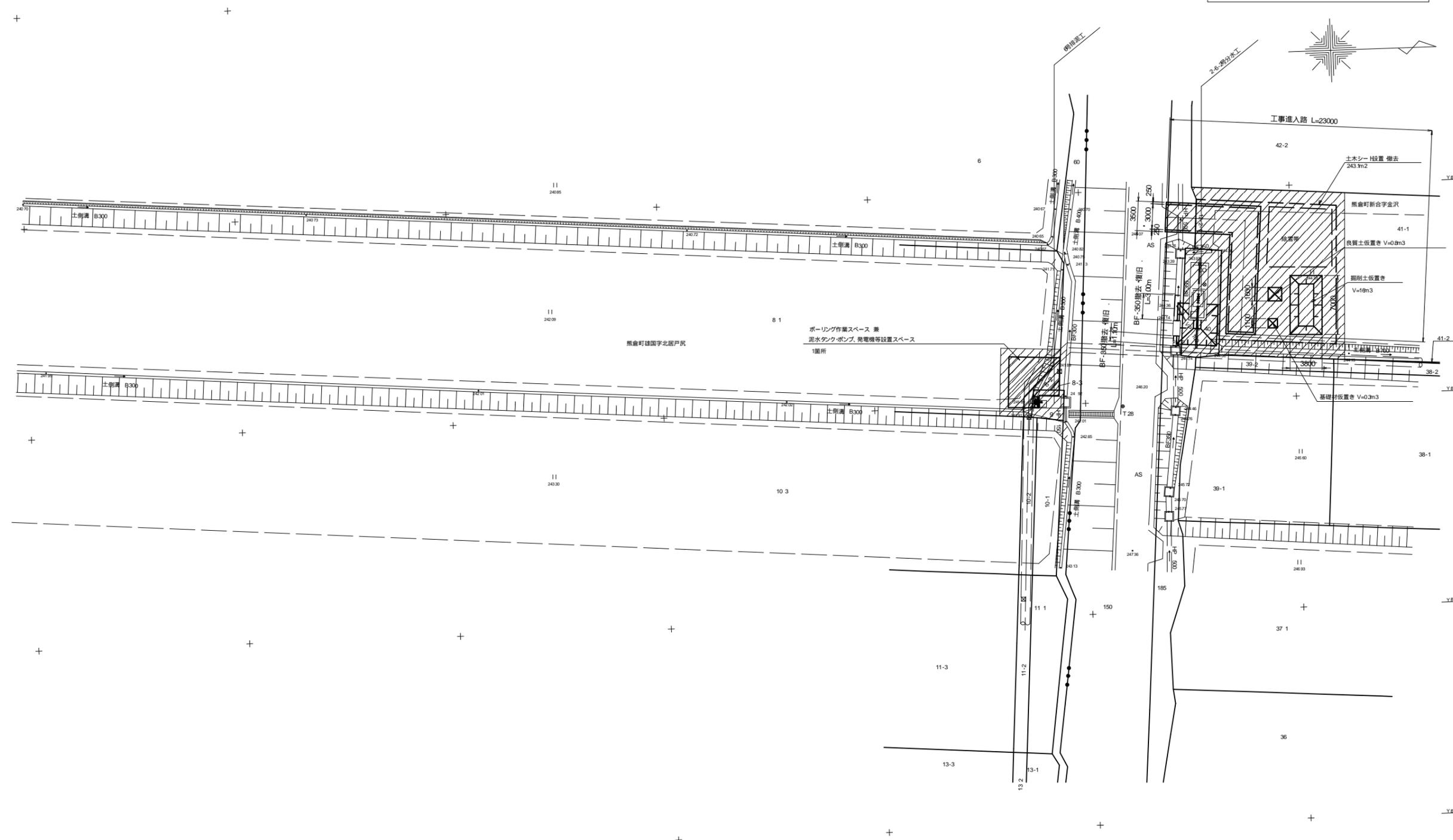
### 工事内容一覧

#### 6号排泥工

電気防食工事 ボーリング工法(自走式)  
 附帯工事 :ピット内配管塗装替え

#### 2-6-2号分水工

附帯工事 :仕切弁 バタフライ弁交換  
 :ピット内配管塗装替え  
 :塩ビ管を鋼管に布設替え



## 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

所有者等	土地の所有者又は使用権者をいう。
借地した土地	国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
関係者	借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

### 記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。  
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
  - 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
  - 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
  - 特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
  - また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
  - 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

( 6 ) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。

復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。

発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

( 7 ) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

別紙 - 4

様式 1

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代 及びこれらの建物を建築す る代わりに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借上げす る場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

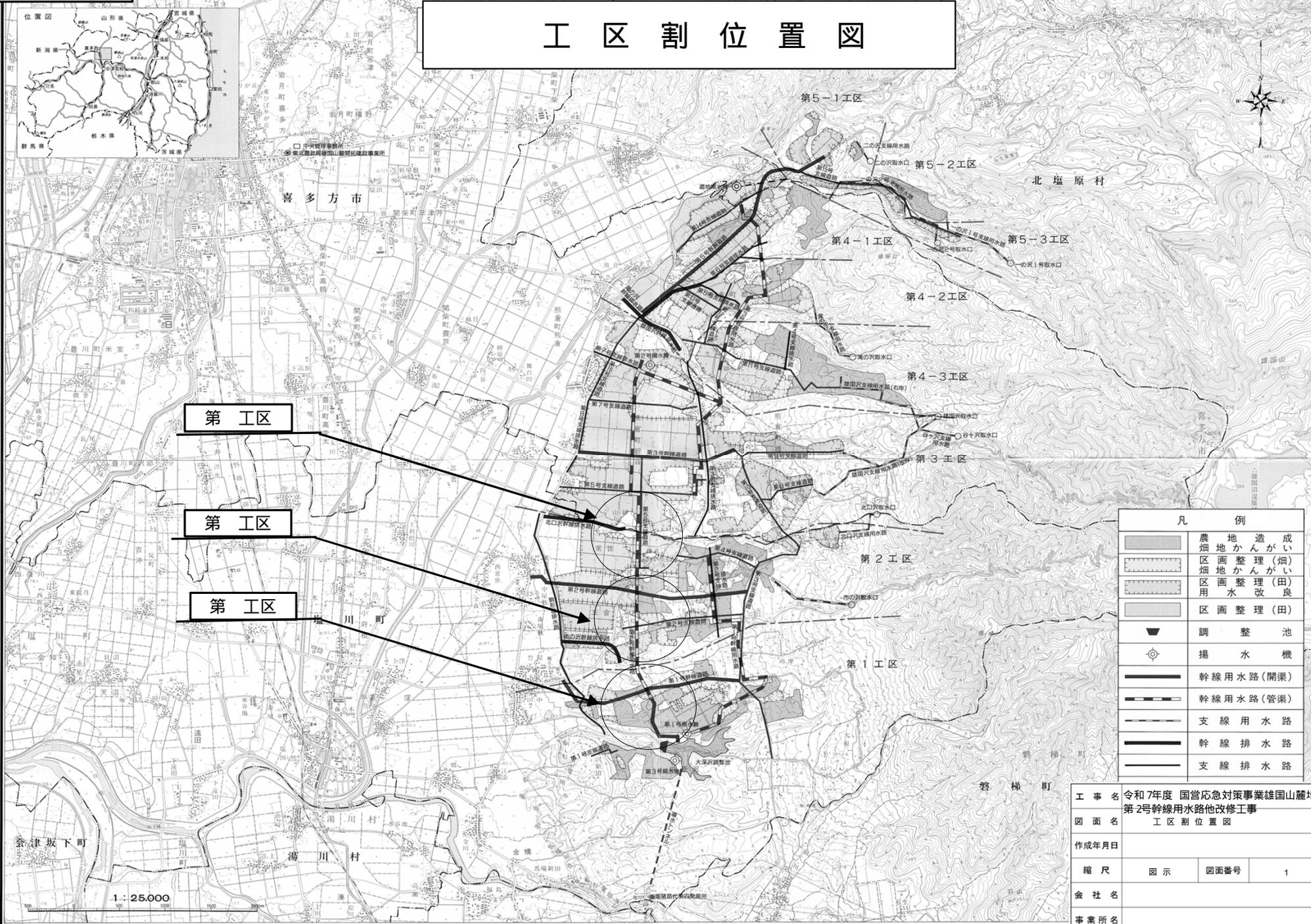
## 別紙 - 5

## 様式 2

## 実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

# 工区割位置図



凡 例	
	農地造成
	畑地かんがい
	畑地かんがい
	畑地かんがい
	用水改良
	区画整理(田)
	調整池
	揚水機
	幹線用水路(開渠)
	幹線用水路(管渠)
	支線用水路
	幹線排水路
	支線排水路

工事名	令和7年度 国営応急対策事業雄国山麓地区 第2号幹線用水路他改修工事		
図面名	工区割位置図		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	1
会社名			
事業所名			

東北農政局 雄国山麓開拓建設事業所

(別記様式1)

## 工期通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

第2号幹線用水路他改修工事

図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	法面保護工対策図	1	工区
3 - 1	サイホン呑口工 防食計画図	1	工区
3 - 2	サイホン呑口工 仮設計画図	1	工区
3 - 3	サイホン排泥工 機械設備対策図	1	工区
4 - 1	第2-1号分水工 防食計画図	1	工区
4 - 2	第2-1号分水工 仮設計画図	1	工区
4 - 3 - 1	第2-1号分水工 機械設備対策図(水田用)	1	工区
4 - 3 - 2	第2-1号分水工 機械設備対策図(畑地用)	1	工区
5	第2-2号分水工 機械設備対策図	1	工区
6 - 1	第2-3号分水工 防食計画図	1	工区
6 - 2	第2-3号分水工 仮設計画図	1	工区
6 - 3	第2-3号分水工 機械設備対策図	1	工区
7 - 1	第4号排泥工 防食計画図	1	工区
7 - 2	第4号排泥工 仮設計画図	1	工区
7 - 3	第4号排泥工 機械設備対策図	1	工区
8 - 1 - 1	第2-4号分水工 防食計画図(1/2)	1	工区
8 - 1 - 2	第2-4号分水工 防食計画図(2/2)	1	工区
8 - 1 - 3	第4号ステッキ工 防食計画図	1	工区
8 - 2	第2-4号分水工・4号ステッキ工 仮設計画図	1	工区
8 - 3 - 1	第2-4号分水工 機械設備対策図(水田用)	1	工区
8 - 3 - 2	第2-4号分水工 機械設備対策図(畑地用)	1	工区
9 - 1 - 1	第2-5号分水工 機械設備対策図(水田用)	1	工区

令和7年度 国営施設応急対策事業 雄国山麓地区

第2号幹線用水路他改修工事

図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚数	備 考
9 - 1 - 2	第2-5号分水工 機械設備対策図 (畑地用)	1	工区
9 - 2	第2-5号分水工 仮設計画図	1	工区
10	第1号空気弁工 (低圧用) 機械設備対策図	1	工区
11 - 1 - 1	第2-6-1号分水工 防食計画図	1	工区
11 - 1 - 2	第5号ステッキ工 防食計画図	1	工区
11 - 2	第2-6-1号分水工・第5号ステッキ工 仮設計画図	1	工区
11 - 3	第2-6-1号分水工 機械設備対策図	1	工区
12 - 1	第6号排泥工 防食計画図	1	工区
12 - 2	第6号排泥工 仮設計画図	1	工区
12 - 3	第6号排泥工 機械設備対策図	1	工区
13	第2-6-2号分水工 機械設備対策図	1	工区
14	電気防食工 材料単品図	1	
		35	